

令和6年度第2回亀岡市文化財保護審議会

1. 日 時:令和6年9月27日(金)10:00~12:00

2. 場 所:亀岡市役所 302・303会議室
宗教法人 称名寺(亀岡市篠町)
吉川町自治会(亀岡市吉川町)
秋葉神社(亀岡市紺屋町)

3. 出席委員:大場 修 会長
深町 加津枝 副会長(オンライン)
田中 智子 委員
豊田 知八 委員
野原 通夫 委員
松岡 久美子 委員
森島 康雄 委員
横内 裕人 委員

4. 欠席委員:安藤 信策 委員
鵜島 三壽 委員

5. 事務局:亀岡市生涯学習部長 三宅 敦史
亀岡市生涯学習部文化芸術課長 小塩 睦子
亀岡市生涯学習部文化芸術課文化財係長 飛鳥井 拓
亀岡市生涯学習部文化芸術課文化財係主事 大西 文挙

6. 次 第:(1) 開会
(2) 第 30 期亀岡市文化財保護審議会委員の委嘱
(3) 会長・副会長の選任
(4) 議事
①亀岡市指定文化財指定候補調書・諮問文について
②亀岡市指定文化財候補の現地確認について
(5) 閉会

(1)開会

出席委員が過半数以上のため亀岡市文化財保護条例第17条第2項の規定に基づき会議が成立

(2)第 30 期亀岡市文化財保護審議会委員の委嘱

第 30 期亀岡市文化財保護審議会委員を令和 6 年7月1日付けで委嘱を行った

(3)会長・副会長の選任

大場修委員を会長、深町加津枝委員を副会長に選任した

(4)議事

①亀岡市指定文化財指定候補調書・諮問文について

○事務局から指定文化財候補である「旧有秋尋常小学校奉安殿」「国恩寺旧蔵資料(稱名寺所蔵)」「丹波亀山城惣構跡(秋葉神社)」について調書の説明を行った。
指定調書等の協議を行う前に現地確認を行った。

～現地確認終了後～

- 委員： 先ほど現地確認を行った3件の文化財を今年度の指定文化財とする方向で、異議はないか。
- 委員一同： 異議なし。
- 委員： 現地確認の際にも質問に上がったが、惣構跡の範囲などの細かいところをどのように扱うか確認したほうが良いと思う。
- 委員： 種別について、検討を要するところがあると思う。その点は次回までに決めていただき確認するという事で良いか。
- 事務局： 種別というのはどの部分を指すのか。
- 委員： 「国恩寺旧蔵資料(稱名寺所蔵)」の指定種別は美術工芸品ではなく歴史資料であるが、どのような経緯でこの種別になったか説明をお願いしたい。
一般の市民からすると、仏像が並んでいると、指定種別は美術工芸品と思うのではないかと思う。
- 事務局： 「国恩寺旧蔵資料(稱名寺所蔵)」の指定種別を美術工芸品ではなく、歴史資料にした経緯については、優れた彫刻も存在するが、他にも版木や鰐口など旧国恩寺から伝来したものをすべて一括で指定したいと考えたため歴史資料の種別にした。
- 委員： 調書の書き方も由緒・来歴に重きを置いて、美術工芸品的な特徴が書かれていないのはそのためなのか。
- 事務局： あくまで国恩寺の伝来したものということで、調書もそのような記載をしている。
- 委員： もともとこの話は称名寺に伝わる国恩寺旧蔵資料群に保存のため指定の網をかけたいというご意向から始まった。事務局から相談をうけ調査を行ったが、美術工芸品としては本尊の薬師如来が指定候補となり得る程度で、保存状態が良いとはいえない資料や比較的新しい資料まで一括で指定対象とすることは難しいと判断した。そこで、一括で網をかけるならむしろ歴史資料など別の観点からの指定を行う必要があると事務局に進言をした。
- 委員： 歴史資料ということであるが、専門委員にも相談はあったか。
- 委員： 調書作成にあたって、事務局から相談はあった。多様な文化財を含んでいるが一括性が大事であり、それらを守っていく体制を作っていくためにも指定をかけるといふ趣旨はよいと思った。しかし、大場会長も心配されていたが、調書の書き方が国恩寺を中心に書きすぎているため、別紙にはあるが、調書でも文化財1点1点の歴史について、触れた方がよいと思った。
- 委員： 専門委員が書かれた別紙の参考資料の内容についても、調書でも記載をお願いしたい。
- 委員： 審議会終了後も個別にやり取りしていただいて調書の作成をお願いしたい。
14ページの調書に「現在、国恩寺の歴史を伝える資料は稱名寺に残存する資料を除いて皆無である」とあるが、19ページの旧国恩寺関連資料一覧と矛盾するのではないか。

事務局： 大恩寺は昔から存続しているお寺であるため、国恩寺のものは大恩寺に伝わっていないと伺った。

委員： 旧国恩寺関連資料一覧の記述について、整理が必要である。

事務局： 表の内容を整理する。

(5)閉会
亀岡市生涯学習部文化芸術課長から閉会の挨拶を行った。